

新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

- 1 感染拡大防止対策（総務局）
- 2 都民の生命と健康を守る対策（福祉保健局）
- 3 **主な経済対策・セーフティネット強化策（産業労働局）**

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取組

営業時間短縮及び休業等の要請の実効性を確保するため、都の要請に全面的にご協力いただける事業者等を対象として、協力金や都独自の支援金を支給

■ 営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

対象者：飲食店営業許可等を持つ飲食事業者

支給額：事業規模（売上高又は売上高減少額）に応じた額

中小事業者：1日あたり**4万円から20万円**

大企業：1日あたり**20万円上限**

（「9月1日から9月12日実施分」の支給額）

■ 休業要請等を行う大規模施設に対する協力金

対象者：① 大規模施設（1,000㎡超）

② テナント事業者等

支給額：① 大規模施設 休業面積 1,000㎡あたり**20万円/日**（※）

② テナント等 休業面積 100㎡あたり**2万円/日**

※ テナント数等による加算あり

■ 休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金

対象者：① 休業の協力依頼の対象施設（1,000㎡以下）の運営事業者

② テナント事業者等

支給額：1施設（1テナント店舗）あたり**2万円/日**

経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実①

感染症の影響を受ける都内中小事業者の事業継続をサポート

■ 中小企業制度融資

- コロナ禍の影響を受けた中小企業を対象に、金融機関の継続的な**伴走支援**により、事業者の**経営改善をサポート**
- 融資額8千万円までの**信用保証料の全額を補助**

■ 東京都中小企業者等月次支援給付金

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等の影響により売上が減少した中小企業等を対象に支給（令和3年4月から9月まで）
- **国の月次支援金に対して加算するとともに、国制度では対象とならない事業者も支給対象とする都独自の支援を実施**

経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実②

都内の中小企業で働く方々の雇用の安定化に向けたサポート

■ 国の雇用調整助成金等活用支援（雇用環境整備促進事業）

- 国の「雇用調整助成金」の支給を受けた中小企業が、感染症の拡大等の**非常時における勤務体制**づくりなど、**職場環境整備**に取り組む際に奨励金を支給

■ 雇用創出・安定化支援事業

- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、労働者派遣制度の仕組みを活用して、**トライアル就労**の機会を提供し、派遣先企業等での正社員就職を後押し

感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組

感染拡大防止策を講じた上で事業継続を図る取組等を後押し

■ 中小企業等による感染症対策助成事業

- 業界団体が作成した**感染拡大防止ガイドライン等**に沿った都内中小企業・グループ等の感染予防対策の取組を支援
- 感染防止対策に必要な設備工事や備品・消耗品の購入のための経費の一部を助成

■ テレワークの定着・活用促進に向けた支援

- 情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供する**東京テレワーク推進センター**において、各企業の**テレワークの導入等をサポート**
- 中小企業に対し、テレワークに必要な機器・ソフト等の**導入経費**の一部を助成
- **宿泊施設**をテレワークの場として**活用**する事業者への支援や、多摩地域の宿泊施設を**サテライトオフィス**として安価に提供